

国際課税委員会（第15回）の概要

平成20年2月18日、経団連会館にて、第15回の『国際課税委員会』が開催されました。今回は、横浜国立大学大学院 古賀敬作氏から「パッシブ所得・アクティブ所得」の考え方について、佐藤浩明委員から、「WSPCスキームについて」を報告いただき、その後質疑応答が行われました。その概要は以下のとおりです。

1、国際課税におけるパッシブ所得・アクティブ所得について

タックスヘブン対策税制において、わが国は主たる事業での割り切りをしているが、米国では所得で区分しており、英国においてもそのような提言が行われている。米国・英国と定義は異なるが、趣旨はほぼ同じ租税回避の防止である。

英国では、国際課税制度の見直しの議論が続いているが、その趣旨として、英国の競争力の強化（配当非課税）、課税ベースの確保（利子控除の濫用防止）、簡素・コンプライアンスコストの縮減（情報交換制の導入）が挙げられている。

その中でパッシブとアクティブの議論が行われているが、両者がクリアに分類できるか、コンプライアンスコストは本当に軽減されるのかという点が課題である。

米国では、2005年11月に大統領諮問委員会の改革案が公表され、その中でテリトリアル税制が提言され、その後も財務省案が公表されるなど議論が続いている。

その背景は、ワールドワイド税制のもとでの国外事業所得の課税繰り延べの問題、外国税額控除制度のもとでの彼我流用の問題（とりわけ高税率の配当所得と低税率の使用料のミックス）がある。全世界所得課税制度のもとで多国籍企業はさまざまな彼我流用や所得留保のプランニングをおこない、国際競争力は不利にはなっていないものの、そのような企業行動は資本の効率的な配分をゆがめ、企業の多大のコストをかけ、税制もますます複雑にならざるを得ないというものである。そこで、米国法人のCFC・外国支店が国外で稼得する所得を国外事業所得と可動性所得に区分し、前者は国外所得免税の対象とし、後者は外国税額控除の適用対象とする提言を行った。

英国では、2007年の討議文書（Taxing of the Foreign Profits）の中で、英国の大規模の法人が、国外に10%以上の持ち分を保有する被支配法人（Controlled Company）から受け取る配当については、国外所得免除を提案している。現行のCFC税制における持ち分は25%以上であるが、この変更は、10%というメルクマールでActive IncomeとMobile Passive Incomeとを区分するインカム・ベース・アプローチをとるものである。その上で、無形資産の保有から稼得する所得のように、実質的にはPassiveであるActive Incomeや、資産売却によるキャピタルゲインは所得転換が容易なのでPassive Incomeに分類する等の提言をしている。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。